

一般社団法人
山形県臨床検査技師会

定 款

一般社団法人 山形県臨床検査技師会 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、一般社団法人山形県臨床検査技師会と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を山形県山形市に置く。

(支部)

第3条 この法人は、理事会の決議によって必要な地に支部を置くことができる。

2 支部に関する規定は、理事会の決議により別に定める。

第2章 目的及び事業

(目的)

第4条 この法人は、臨床検査技師（以下「検査技師」という。）の学術技能の研鑽を図り、臨床検査（以下「検査」という。）を通じ、衛生思想の普及啓発及び地域保健事業に積極的に取り組み、もって県民の健康の保持、増進及び発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第5条 この法人は前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 衛生思想の普及及び啓発
- (2) 臨床検査技術を通じ、保健事業、健康保持・増進事業への協力
- (3) 臨床検査の精度管理に関する調査・研究・解析
- (4) 臨床検査に関する学術研究、研修及び広報活動
- (5) 機関誌及び会報の発行
- (6) その他本会の目的を達成するために必要な事業

第3章 会員

(法人の構成員)

第6条 この法人に次の会員を置く。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同し、次条の規定により入会した個人
- (2) 賛助会員 この法人の目的に賛同し、この法人の事業を賛助するために入会した個人又は団体
- (3) 名誉会員 この法人に功労のあった者又は学識経験者で総会において承認された者

2 前項の会員のうち、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以

下「法人法」という。)上の社員とする。

(入会)

第 7 条 正会員は臨床検査技師免許を有する者とする。

2 正会員及び賛助会員として入会しようとする者は、理事会において別に定める入会申込により申し込むものとする。

(入会金及び会費)

第 8 条 正会員又は賛助会員になろうとする者は、総会において別に定める入会金を支払う義務を負う。

2 正会員及び賛助会員は、毎年、総会において別に定める会費を支払う義務を負う。

3 顧問、名誉会員は、本会の会費を免除する。

(任意退会)

第 9 条 正会員及び賛助会員は、理事会の議決により別に定める退会届を提出して、任意に退会することができる。

(除 名)

第 10 条 会員が次の各号の一つに該当する場合には、総会の議決に基づき除名することができる。

この場合、その会員に対し、総会の 1 週間前までに、理由を付して除名する旨を通知し、総会において、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) この法人の定款又は規則に違反したとき

(2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき

(3) その他除名すべき正当な事由があるとき

2 前項により除名が決議されたときは、その会員に対し通知するものとする。

(会員の資格喪失)

第 11 条 会員が前 2 条の場合のほか、次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

(1) 第 8 条の支払義務を 1 年以上履行しなかったとき

(2) 総正会員が同意したとき

(3) 当該会員が死亡し、又は解散したとき

(会員資格の喪失に伴う権利及び義務)

第 12 条 会員が第 11 条の規定によりその資格を喪失したときは、この法人に対する会員としての権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務は、これを免れることは

できない。

- 2 この法人は、会員が資格を喪失しても既納の会費及びその他の拠出金品は、返還しない。

第4章 総会

(構成)

第13条 総会は、すべての正会員をもって構成する。

- 2 前項の総会をもって法人法の社員総会とする。

(権限)

第14条 総会は、次に定める事項を決議する。

- (1) 理事及び監事の選任又は解任
- (2) 定款の変更
- (3) 会員の会費及び経費負担の額又はその規定
- (4) 各事業年度の事業報告
- (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認
- (6) 会員の除名
- (7) 解散及び残余財産の処分
- (8) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第15条 この法人の総会は、定期総会として毎年度1回、毎事業年度終了後3ヶ月以内
に開催するほか、必要がある場合に臨時総会を開催する。

(招集)

第16条 総会は法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集
する。

- 2 総会員の議決権の5分の1の議決権を有する正会員は、会長に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を示して、総会の招集を請求することができる。
- 3 会長は、前項の請求があったときは、その日から6週間以内の日を臨時総会の日とする招集の通知を発しなければならない。

(議長)

第17条 総会の議長は、総会において正会員の中から選出する。

- 2 議長は総会の秩序を維持し、議事を整理する。
- 3 議長は命令に従わない者、その他、総会の秩序を乱す者を退場させることができる。

(議決権)

第18条 総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。

(決議)

第19条 総会の決議は、総会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した当該正会員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は総会員の半数以上であって、総会員の議決数の3分の2以上にあたる多数をもって行う。

(1) 会員の除名

(2) 監事の解任

(3) 定款の変更

(4) 解散

(5) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第22条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(代理による議決権行使)

第20条 総会に出席できない正会員は、法人法の定めるところにより、代理人によってその議決権の行使を委任できる。この場合においては、正会員又は代理人は、代理権を証明する書面をこの法人に提出しなければならない。

2 代理により議決権を行使する正会員は、第19条の規定の適用については出席したものとみなす。

(議事録)

第21条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び出席した理事は、前項の議事録に記名押印する。

第5章 役員

(役員の設定)

第22条 この法人に、次の役員を置く。

(1) 理事 17名以上21名以内

(2) 監事 3名以内

2 理事のうち、1名を会長、3名以内を副会長、4名以内を執行理事とする。

3 前項の会長をもって法人90条3項の代表理事とし、前項の副会長、執行理事をもって法人法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(役員を選任)

第23条 理事及び監事は、総会の決議によって選任する。

- 2 会長及び業務執行理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
- 3 理事のうち、理事のいずれか1名とその配偶者又は3親等内の親族、その他特別な関係がある者の合計数は、理事の総数の3分の1を超えてはならない。監事についても同様とする。(認定法5条10号)
- 4 他の同一の団体の理事又は使用人である者、その他それに準ずる相互に密接な関係にある者である理事の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。(認定法5条11号)

(理事の職務及び権限)

第24条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、業務執行理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。
- 3 会長及び業務執行理事は、3箇月に1回以上、自己の職務の執行を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第25条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(任期)

第26条 役員の前任期は選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

- 2 任期満了前に退任した理事又は監事の補欠により選任された理事又は監事の前任期は、前任者の前任期の満了する時までとする。
- 3 理事又は監事は、第22条に定める定数に足りなくなるときは、前任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(解任)

第27条 理事及び監事は、総会の決議によって解任することができる。

- 2 監事の解任については、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2

以上の議決により解任することができる。

- 3 総会の決議によって解任された役員は、その解任について正当な理由がある場合を除き、この法人に対して解任によって生じた損害の賠償を請求することができる。

(顧問)

第28条 本会に顧問を置くことができる。

- 2 顧問は、学識経験者のうちから理事会の推薦により、会長が委嘱する。
- 3 顧問の任期は、委嘱した会長の残任期間とする。
- 4 顧問は、本会の重要な事項について、会長の諮問に応じて意見を述べるものとする。

(報酬等)

第29条 理事及び監事は、無報酬とする。

第6章 理事会

(構成)

第30条 この法人に理事会を置く。

- 2 理事会は、すべての理事をもって構成する。
- 3 理事会の議長は、会長がこれにあたる。

(権限)

第31条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 会長及び業務執行理事の選定及び解職

(招集)

第32条 理事会は、会長が招集する。

- 2 会長が欠けたとき又は会長に事故があったときは、各理事が理事会を招集する。
- 3 理事会の招集の通知は1週間前までに、通知を発しなければならない。
- 4 理事会は、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく開催することができる。

(決議)

第33条 理事会の決議は、決議について特別な利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第96条の要件を満たした時は、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第34条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 出席した会長、理事及び監事は前項の議事録に記名押印する。
- 3 理事会の日から10年間、議事録を主たる事務所に備え置かなければならない。

第7章 資産及び会計

(事業年度)

第35条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年の3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第36条 この法人の事業計画書及び収支予算書については、毎事業年度の開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

- 2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間、備え置くものとする。

(事業報告及び決算)

第37条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
 - (2) 事業報告の附属明細書
 - (3) 貸借対照表
 - (4) 損益計算書(正味財産増減計画書)
 - (5) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計画書)の附属明細書
- 2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号及び第4号の書類については、総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、第3号及び第4号の書類については承認を受けなければならない。
 - 3 第1項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款、会員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

第8章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第38条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第39条 この法人は、総会の決議その他の法令で定められた事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第40条 この法人は、剰余金の配分を行うことができない。

- 2 この法人が解散をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て国若しくは地方公共団体や一定の公益的な団体に贈与するものとする。

第9章 委員会

(委員会)

第41条 会長は、この法人の事業を推進するために必要があると認めるときは、委員会を設置することができる。

- 2 委員会の委員は、正会員のうちから、理事会が選任する。
- 3 委員会の任務、構成及び運営に必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第10章 事務局

(設置等)

第42条 この法人の事務を処理するために、事務局を設置する。

- 2 事務局には所要の職員を置く。
- 3 所要の職員は、会長が理事会の承認を得て任免する。

(書類及び帳簿)

第43条 事務所には、次に掲げる書類及び帳簿を備え置くものとする。

- (1) 定款
- (2) 会員名簿
- (3) 理事及び監事の名簿
- (4) 認定、許可、認可等及び登記に関する書類
- (5) 定款に定める機関（理事会及び総会）の議事に関する書類
- (6) 財産目録
- (7) 事業計画書及び収支予算書
- (8) 事業報告書及び計算書類等
- (9) 監査報告書

第11章 公告の方法

(公告の方法)

第44条 この法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第12章 補則

(委任)

第45条 法令及びこの定款に定めるもののほか、この法人の運営に関して必要な事項は、理事会の決議により会長が別に定める。

附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般社団法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 この法人の最初の会長は安孫子剛宏とする。
- 3 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と一般社団法人の設立の登記を行ったときは、第35条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

一般社団法人山形県臨床検査技師会組織運営規程

平成5年4月1日制定

平成5年6月6日一部改正

| | | |
|------|---------|-------------|
| 第1章 | 総則 | (第1条～第2条) |
| 第2章 | 役員 | (第3条～第5条) |
| 第3章 | 理事会 | (第6条) |
| 第4章 | 専門委員会 | (第7条～第9条) |
| 第5章 | 役員推薦委員会 | (第10条) |
| 第6章 | 会務の執行 | (第11条～第15条) |
| 第7章 | 会務の運営 | (第16条) |
| 第8章 | 施設 | (第17条～第18条) |
| 第9章 | 準会員及び会費 | (第19条～第22条) |
| 第10章 | 補則および附則 | (第23条～第25条) |

第1章 総 則

第1条 この規程は、一般社団法人山形県臨床検査技師会（以下「本会」という）定款第4条および第5条にもとづいて定めるもので、本会を、能率的かつ確実に運営することを目的とする。

第2条 本会の、組織ならびに運営は、定款によるほか、この規程の定めるところによる。

第2章 役 員

第3条 定款第22条に定める役員の選任は、別に定める役員推薦規程による。

第4条 理事の定数は、定款第22条にもとづき、役員推薦規程別表2のとおりとする。

第5条 監事は、各地区会員より1名ずつ選出する。

第3章 理 事 会

第6条 理事会は、理事をもって構成する。ただし、必要に応じて、理事以外の会員の出席を求め意見を聞くことができる。

第4章 専 門 委 員 会

第7条 本会の組織運営のため、次の専門委員会をおく。

- (1) 常設委員会
- (2) 諮問委員会

- 2 委員会は、いずれかの部に所管をおく。
- 3 各委員会の任務、運営については、別に定める委員会規程による。
(常設委員会)

第8条 本会に常設委員会として、次の委員会をおく。

- (1) 「山形医学検査」編集委員会
 - (2) 生涯教育研修委員会
 - (3) 精度管理委員会
 - (4) 表彰審議委員会
- 2 常設委員会の委員定数は、理事会で定める。
 - 3 会長は委員長を理事から選任し、委員を委嘱する。
(諮問委員会)

第9条 諮問委員会は、会長の諮問事項を調査し、この結果を答申する。

- 2 諮問委員会の委員定数は、理事会で定める。
- 3 委員は、会長が委嘱し、委員長は、委員の互選とする。

第5章 役員推薦委員会

(役員推薦委員会)

第10条 役員推薦委員会は、定款第22条の役員の推薦にあたり、総会に提案する。

- 2 任務、構成および運営については、役員推薦規程に定める。

第6章 会務の執行

第11条 本会に次の各部をおく。

- (1) 庶務部
 - (2) 会計部
 - (3) 学術部
 - (4) 企画部
- (庶務部)

第12条 庶務部においては、次の事項を司る。

- (1) 定款、細則および諸規程に関すること
- (2) 公印の保管に関すること
- (3) 会務の報告に関すること
- (4) 文書の授受、発行および保管に関すること
- (5) 会議ならびに議事録に関すること
- (6) 会員掌握に関すること
- (7) 一般社団法人日本臨床衛生検査技師会ならびに地区および関係団体との連携に関する
こと。地区運営に関しては、地区運営内規を別に定める。
- (8) 山臨技ニュースの発行とホームページ運営に関すること

- (9) 事務所の管理に関する事
- (10) 前各号に掲げるもののほか他の所管に属さないもの
(会計部)

第13条 会計部においては、次の事項を司る。

- (1) 会計簿の作成および保管に関する事 (電子媒体を含む)
- (2) 現金の保管、出納に関する事
- (3) 財政の確立に関する事
- (4) 年度収支予算に関する事
- (5) 収支決算書の作成に関する事
- (6) その他会計に関する事
(学術部)

第14条 学術部においては、次の事項を司る。

- (1) 学会に関する事
- (2) 学術研究会、研修会に関する事
- (3) 全国、東北地区、地区学術活動との連携に関する事
- (4) 部門別検査分野に関する事
- (5) 「山形医学検査」の学術論文に関する事
- (6) 学術団体との交流に関する事
- (7) その他学術に関する事

2 部門別検査分野の任務、運営については、別に定める学術部運営規程による。

3 学会の任務、運営については、別に定める山形県医学検査学会運営規程による。

(企画部)

第15条 企画部においては、次の事項を司る。

- (1) 県民に対する衛生思想の普及、啓蒙に関する事
- (2) 地域保健事業に関する事
- (3) 公益事業実施について行政、他団体との共催および協力に関する事
- (4) その他企画事業に関する事

第7章 会務の運営

(役員会の会務の分掌)

第16条 副会長は、会長を補佐し、庶務部、学術部、企画部の各部を分掌統轄する。

- 2 庶務部、会計部、学術部、企画部に部長をおく。
- 3 庶務部長は、本会の事務局長を兼ねる。
- 4 各地区事務局長は、庶務部に配し、業務を分掌する。
- 5 理事は各部の業務を分掌する。

第 8 章 施設

(施設)

第 17 条 会員の勤務先を施設という。施設には施設連絡責任者を 1 名おく。選任は施設内会員の互選とする。

第 18 条 施設連絡責任者は、その施設の代表となり、会員の意志の疎通を図り、本会および支部からの通知連絡の徹底など本会の活動を助けるものとする。

第 9 章 準会員及び会費

(準会員)

第 19 条 本会は、定款第 6 条の定めによる他に準会員をおくことができる。

第 20 条 本会に入会を希望する個人で次の各号の一つに該当するものは準会員とする。

(1) 定款第 6 条第 2 項の資格を有しない個人で本人の申し出があったとき

(2) 山形県内に勤務も居住もしていない日本臨床衛生検査技師会会員で本会に加入希望の申し出があったとき

(入会金及び会費)

第 21 条 準会員の入会金は 1, 000 円とする。

2 準会員の会費は正会員に準ずる。

(入会金、会費の納入期)

第 22 条 新入準会員は入会手続きと同時に入会金及び当該年度の会費を納入するものとする。

2 準会員は新年度開始前までに次年度の会費を納入するものとする。

第 10 章 補則および附則

(補 則)

第 23 条 この規程に定めていない事項が発生したときは、理事会の議決を経て処理し総会での承認を得るものとする。

第 24 条 この規程は理事会の議決を経なければ変更することはできない。

(附 則)

第 25 条 この規程は平成 5 年 6 月 6 日より施行する。

2 この規程は、平成 15 年 1 月 17 日に一部改定する。

3 この規程は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

4 この規程は、平成 17 年 1 月 16 日に一部改定する。

5 この規程は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

6 この規程は、平成 18 年 3 月 11 日に一部改定する。

7 この規程は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

8 この規程は、平成 25 年 4 月 10 日に一部改定する。

9 この規程は、平成 25 年 4 月 10 日から施行する。

地区運営内規

(総則)

第1条 この内規は、組織運営規程に基づき、地区の組織ならびに運営について定める。

(名称)

第2条 3地区は、それぞれ一般社団法人山形県臨床検査技師会村山地区、庄内最上地区、置賜地区と称す。

(目的)

第3条 地区は、一般社団法人山形県臨床検査技師会定款第4条に基づき、活動することを目的とする。

(事業)

第4条 地区は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) 一般社団法人山形県臨床検査技師会定款第5条に掲げられた事業
- (2) 一般社団法人山形県臨床検査技師会定款第5条に基づく一般社団法人山形県臨床検査技師会の事業への協力
- (3) その他、目的達成のために必要な事業

(事務局)

第5条 地区の事務局は、原則として事務局長の勤務する施設内に置く。

(構成)

第6条 地区会員は、村山、庄内最上、置賜のそれぞれの地区内に居住又は勤務する一般社団法人山形県臨床検査技師会の正会員で構成する。

(会議)

第7条 地区に次の会議を置く。

1 地区役員会

第8条 地区役員会は、県総会の決定事項の運営にあたり、必要に応じて地区長が召集する。但し、県総会の決定及び規約に定めのない事項については、地区役員会が処理し、理事会に報告、必要に応じて県総会の承認を得るものとする。県理事に選出された者は、地区との連絡を密にするために地区役員会に出席する。

(役員を選出と任期)

第9条 1 地区には、次の役員を置く。

- | | |
|--------|----------------------------|
| 地区長 | 1名 |
| 副地区長 | 1名(必要に応じ2名まで置くことが出来る) |
| 事務局長 | 1名(必要に応じて庶務、会計などを置くことが出来る) |
| 幹事 | 若干名 |
| 役員推薦委員 | 村山3名、庄内・最上3名、置賜3名 |

2 地区長、副地区長および事務局長は県の理事を兼任する。

3 幹事は地区において選任する。

4 幹事の任期は2年とし、再任を妨げない。(役員推薦委員の任期は、他の役員と1年ずらして改選時を円滑に運営する)

- 5 役員に欠員が生じた場合、地区役員会は役員推薦委員より推薦を受け協議をし、役員として承認できる。任期は、前任者の残任期間とする。(役員推薦委員が欠員の場合は、村山地区は地区会員の中から、村山地区以外は欠員の生じた地区より選出し、それぞれの地区役員会の承認を得る)

(職務)

- 第 10 条 1 地区長は、地区を代表し統括する。
 2 副地区長は地区長を補佐し、地区長に事故あるときは、職務を代行する。
 3 事務局長は、地区の庶務・会計を統括する。
 4 幹事は、地区役員会を構成し、会務を執行する。

(役員推薦委員会)

- 第 11 条 1 それぞれの地区役員推薦委員の構成は別表のとおりであり、村山地区は、3名の役員推薦委員が県役員推薦委員を兼ねる。村山地区を除き委員長は委員の互選とし、県役員推薦委員を兼ねる。
 2 役員推薦委員会は、役員改選期に当たる年の前年までに、役員候補者を本人の承諾を得て推薦する。

(運営費)

- 第 12 条 地区の運営費は、それぞれの事業計画に基づき県技師会の会計部に予算要求を行い、総会の議決を得る。

(内規の変更)

- 第 13 条 この内規は、理事会の議決を経なければ変更することはできない。

別表：各地区役員推薦委員地区構成

| | | |
|--------|----|--------------------------------------|
| 村山地区 | 3名 | |
| 庄内最上地区 | 3名 | (内訳) 鶴岡地域 1名 酒田地域 1名 新庄最上地域 1名 |
| 置賜地区 | 3名 | |

一般社団法人山形県臨床検査技師会役員推薦規程

- 第1章 総 則 (第1条)
- 第2章 委員会組織 (第2条～第3条)
- 第3章 委員会 (第4条)
- 第4章 役員 の 推 薦 (第5条～第10条)
- 第5章 補則および附則 (第11条～第12条)
- 別表1 役員推薦委員定数
- 別表2 役員候補者定数

第1章 総 則

第1条 この規程は、一般社団法人山形県臨床検査技師会（以下「本会」という）定款第22条および組織運営規程第3条による役員を選任に関し必要な事項を定める。

第2章 委員会組織

第2条 組織運営規程第12条に定める役員推薦委員会の組織は、別表1のごとく地区で選出し、総会の承認を得る。

- 2 委員長は、委員の互選による。
- 3 委員長は、委員会を代表し、役員 の 推 薦 に関する業務を統轄する。

第3条 委員の任期は2年とし、再選を妨げない。

- 2 委員の欠員が生じた場合には、前任者の地区より選出し、理事会の承認を得る。補充者の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員の辞任または任期の満了した場合でも、後任者が就任するまでその職務を行うものとする。

第3章 委 員 会

第4条 委員会は、委員長が招集する。

- 2 委員会は、4名以上の委員の出席がなければ開催できない。
- 3 委員の代理は認めない。
- 4 2名以上の委員から委員会の開催請求があった場合には、委員長は委員会を開催しなければならない。
- 5 委員は、委員会で知り得た事項を他に漏らしてはならない。退任後も同様とする。
- 6 委員が役員に推薦されるときには、委員を辞任しなければならない。

第4章 役員の推薦

(推薦の手続き)

第5条 役員推薦委員会は、役員改選期にあたる総会の20日前までに正会員の中から、役員候補者を本人の承諾を得て推薦する。

第6条 役員推薦委員会は、会長候補者を選出し推薦する。

- 2 副会長、理事、監事については、各地区が協議した役員候補者名簿の提出を受け推薦する。
- 3 役員候補者の地区配分は、別表2とする。

(候補者の総会提案)

第7条 役員推薦委員長は、役員候補者の氏名、勤務先（ない場合は住所）および必要事項を選出経過とともに総会に提案しなければならない。

- 2 総会に提案する候補者数は、定款第22条を超えないものとする。

(役員の選任)

第8条 定款第22条に定める役員は、役員推薦委員会が提案した候補者について総会で選任する。

(役員の欠員補充)

第9条 役員に欠員が生じて後任者の選出を行う場合は、第5条、第6条第8項の規程にかかわらず次の定めるところによる。

第10条 会長については、役員推薦委員会の推薦にもとづき理事会で承認する。

- 2 副会長、理事、監事については欠員を生じた地区で選考し、役員推薦委員会の推薦により理事会で承認する。

第5章 補則および附則

(補 則)

第11条 この規程は理事会の議決を経なければ変更することはできない。

(附 則)

第12条 この規程は平成5年4月1日より施行する。

- 2 この規定は、平成18年3月11日に一部改定する。
- 3 この規定は、平成18年4月1日より施行する。
- 4 この規定は、平成25年3月13日に一部改定する。
- 5 この規定は、平成25年4月1日より施行する。

| 別表1 (2条) 役員推薦委員定数 | |
|----------------------|----|
| 村山支部 | 3名 |
| 庄内最上支部 | 1名 |
| 置賜支部 | 1名 |

| 別表2 (6条) 会長、副会長を除く役員候補者定数 | |
|------------------------------|----|
| 村山支部 | 9名 |
| 庄内最上支部 | 4名 |
| 置賜支部 | 4名 |

一般社団法人山形県臨床検査技師会総会規程

平成5年4月1日制定

| | | | |
|-----|----|-------|-------------|
| 第1章 | 総 | 則 | (第1条) |
| 第2章 | 議長 | の選出 | (第2条～第3条) |
| 第3章 | 総会 | 表決の委任 | (第4条) |
| 第4章 | 総会 | 運営 | (第5条～第19条) |
| 第5章 | 補則 | および附則 | (第20条～第21条) |

第1章 総 則

第1条 一般社団法人山形県臨床検査技師会（以下「本会」という）の総会運営は、定款およびこの規程の定めるところによる。

第2章 議長 の 選 出

（司会者）

第2条 司会者は、会長が指名し、議長決定までの会議の責任をもつものとする。

（議長の選任）

第3条 司会者は、仮議長となり出席会員の中から議長を選出する。議長は1ないし2名とする。

第3章 総会表決の委任

（総会表決の委任）

第4条 正会員が総会に出席できず書面表決もできない場合は、委任状をもって出席正会員を代理人として表決を委任することができる。

2 前項により委任を受けた代理人は、その委任状を総会に提出しなければならない。

第4章 総 会 運 営

（資格審査委員会）

第5条 議長は、出席者の資格を審査するため資格審査委員会を設ける。

2 資格審査委員会は、総会に出席の正会員の中から3名と理事の1名をもってあてる。

3 委員長は、委員の互選とする。

(審査結果の報告)

第 6 条 資格審査委員会は、出席者（書面表決票）および委任状により構成員の資格を審査し、委員長より結果を総会に報告する。

(議事運営委員会)

第 7 条 議長は、会議を円滑に運営するため、総会にはかり議事運営委員会を設ける。委員は 4 名とする。ただし、資格審査委員会が兼ねることができる。

(議事運営)

第 8 条 議事運営委員会は次の各号を審査しその結果を総会に提案する。

- (1) 議事日程の時間配分と変更
- (2) 来賓の祝辞と祝電の取り扱い
- (3) 会議混乱の時の収拾、その他事故ある場合の処理
- (4) 提案議案および動議の受付ならびにその処理
- (5) その他議事運営に必要な事項

(書 記)

第 9 条 議長は、会議の議事を記録するため、書記 2 名を任命しなければならない。

(議長の宣告)

第 10 条 議長は、会議の成立を確認し宣言する。ただし、出席者が定数に満たないときには休憩または散会あるいは延会を宣言する。

(発言者)

第 11 条 会議で発言する場合は、議長に通告し、その指名を受けなければならない。議長から指名を受けたときは、発言に先立ち所属、氏名を明らかにしなければならない。

(議案提出および動議)

第 12 条 総会に提案する場合は、次の各号によらなければならない。

- (1) 議案提出および動議は、あらかじめ文書（その都度指示する必要部数）を印刷し、議事運営委員会を通し議長に提出しなければならない。
- (2) 緊急の事情により総会当日に提案する場合は、その事由と要旨を議事運営委員会に届けなければならない。
- (3) 予算を伴うものについては、修正の結果必要とする経費を明らかにした文書を添えなければならない。

(採 決)

第 13 条 採決を行うとき、議長は、その表決に付する問題を提示しなければならない。

(採決の順序)

第 14 条 採決の順序は、議長がこれを決め、原案に最も遠い修正案より採決する。修正案がすべて否決されたときは、原案について採決しなければならない。

(採決の方法)

第15条 採決の方法は、次の各号の一つとする。

- (1) 拍手
 - (2) 挙手
 - (3) 起立
 - (4) 無記名投票
- (表決の宣言)

第16条 表決を行った場合、議長はその結果を宣言する。

(議事録)

第17条 議長及び出席した理事は、作成された議事録を確認の上、記名押印しなければならない。

(規程違反)

第18条 この規程に違反し議長の注意に従わない者は、発言停止あるいは退場させることができる。

(規程外事項)

第19条 この規程で定められていない事項が発生したときには、その都度総会にかけて定める。

第5章 補則および附則

(補則)

第20条 この規程は理事会の議決を経なければ変更することはできない。

(附則)

第21条 この規程は平成5年4月1日より施行する。

- 2 この規定は、平成18年3月11日に一部改定する。
- 3 この規定は、平成18年4月1日より施行する。
- 4 この規定は、平成24年5月23日に一部改定する。
- 5 この規定は、平成24年6月1日より施行する。

一般社団法人山形県臨床検査技師会学術部運営規程

| | | | |
|-----|---|---|------------|
| 第1章 | 総 | 則 | (第1条～第2条) |
| 第2章 | 事 | 業 | (第3条～第4条) |
| 第3章 | 組 | 織 | 運 |
| | 付 | 則 | (第5条～第18条) |

第1章 総 則

(総 則)

第1条 この規程は、一般社団法人山形県臨床検査技師会（以下「本会」という）組織運営規程第14条第2項にもとづき、学術部における部門別検査分野の任務及び運営について定める。

(目 的)

第2条 部門別検査分野は、本会の定款第4条にもとづき、検査研究を推進し、会員相互の研究と資質の向上をはかり、学術活動を通じ公益に寄与することを目的とする。

第2章 事 業

(事 業)

第3条 部門別検査分野は次の事業を行う。

- (1) 学術研究及び調査に関すること
- (2) 精度管理に関すること
- (3) 検査方法の検討及び調査に関すること
- (4) 研究会、研修会に関すること
- (5) 学術活動の事業計画及び報告に関すること
- (6) その他目的達成のための事業に関すること

(事業報告)

第4条 部門別検査分野は、次年度事業計画並びに当年度事業経過を本会の会長に報告しなければならない。

第3章 組 織 運 営

(部門別検査分野)

第5条 本会の学術部に、次の部門別検査分野をおく。

- I 生物化学分析部門

- 臨床化学分析分野
- 免疫検査分野
- II 臨床生理機能部門
 - 超音波分野
 - 循環・呼吸生理分野
 - 神経生理分野
- III 病理細胞部門
 - 細胞検査分野
 - 病理検査分野
- IV 臨床一般部門
- V 臨床血液部門
- VI 臨床微生物部門
- VII 輸血細胞治療部門
- VIII 臨床検査総合部門
- IX 染色体・遺伝子部門
(部門別検査分野役員)

第6条 各部門別検査分野に次の役員をおき、会長が委嘱する。

- (1) 部門長 1名
- (2) 副部門長 1名
- (3) 分野長 1名(分野が設置されている部門)
- (4) 部門員 数名
(部門別検査分野役員選出)

第7条 部門長が交替するときは、当該部門員の互選により新部門長を選出する。

- 2 副部門長は、部門長が選出し、部門長を補佐し、部門長に支障のあるときは部門長の職務を代行する。
- 3 分野長は、分野の属する部門長が選出する。
- 4 部門員は、部門長及び副部門長・分野長が選出する。
- 5 本会の理事会は、役員改選時期などに、部門長を選出できない部門があるときは、会員の中から部門長を指名選出することができる。
- 6 部門別検査分野の新役員は、本会の学術部長が理事会に報告し、承認を得る。
(部門別検査分野役員任期)

第8条 部門別検査分野役員の任期は2年とするが、再任を妨げない。ただし、部門長の任期は、3期6年を限度とする。

- 2 補欠または増員により選出された部門別検査分野役員の任期は、前任者または現任者の残任期間とする。
(部門別検査分野活動)

第9条 部門長は、第3条の事業達成のため、副部門長及び部門員と協調し部門別検査分野活動を行う。

(日臨技及び北日本支部役員)

第10条 一般社団法人日本臨床衛生検査技師会(以下「日臨技」とする)の部門別検査分野役員は、県の部門別検査分野役員を兼ねる。

2 部門長は、北日本支部の県選出部門員を兼ねる。

(会議)

第11条 学術部の会議は、次の2種とし、学術部長が召集する。

(1) 学術部会議

(2) 部門長会議

(学術部会議)

第12条 学術部会議は、次の構成により、学術部長が議長となり、本会の組織運営規程第14条の事項について協議する。ただし、必要に応じて学術部長が指名する者も出席することができる。

(1) 副会長(学術担当)

(2) 学術部担当理事

(部門長会議の構成)

第13条 部門長会議は、次の構成による。ただし、必要に応じて学術部長が指名する者の出席することができる。

(1) 会長

(2) 副会長

(3) 庶務部長

(4) 会計部長

(5) 企画部長

(6) 学術担当理事

(7) 部門長もしくは副部門長

(8) 生涯教育研修委員長

(9) 「山形医学検査」編集委員長

(10) 精度管理委員長

(11) ホームページ委員長

(日臨技及び北日本支部役員報告)

第14条 日臨技及び北日本支部の学術関連役員に選出された本会の会員は、理事会で報告できるようにしなければならない。

(部門長会議の協議事項)

第15条 部門長会議は、学術部長が議長となり、次の事項を協議決定する。

- (1) 事業計画及び報告
- (2) 学会に関すること
- (3) 「山形医学検査」の学術論文に関すること
- (4) その他事項に関すること

(部門長候補者の部門長会議出席)

第16条 次年度の部門長候補者は、その部門の部門長が学術部長に要請し、学術部長が認めるとき部門長会議に出席することができる。

(会 計)

第17条 部門別検査分野活動に要する費用は、本会からの活動費などで賄う。

(会計報告)

第18条 部門別検査分野事業の収支決算は、会計部長及び学術部長に報告し、監査をうける。会計部長及び学術部長はこれを理事会で報告する。

付 則

(規程の変更)

1 この規程は、理事会の議決を経なければ変更することはできない。

(規程の施行)

2 この規程は、平成5年4月8日から施行する。

(規程の決定)

3 この規程は、平成7年2月16日に一部改定する。

4 この規程は、平成8年2月6日に改定し同日施行する。

5 この規程は、平成13年3月17日に一部改定する。

6 この規程は、平成13年4月1日から施行する。

7 この規程は、平成15年1月17日に改定する。

8 この規程は、平成15年4月1日から施行する。

9 この規程は、平成16年1月14日に改定する。

10 この規程は、平成16年4月1日から施行する。

11 この規程は、平成17年1月26日に改定する。

12 この規程は、平成17年4月1日から施行する。

13 この規程は、平成18年3月11日に改定する。

14 この規程は、平成18年4月1日から施行する。

15 この規程は、平成20年3月5日から改定する。

16 この規程は、平成20年4月1日から施行する。

17 この規定は、平成25年6月8日に一部改定し同日施行する。

18 この規定は、平成27年5月30日に一部改定し、平成28年4月1日から施行する。

19 この規定は、平成29年4月12日に一部改定し同日施行する。

20 この規定は、平成30年5月11日に一部改定し同日施行する。

一般社団法人山形県臨床検査技師会学会運営規程

| | | |
|-------------|-----|-------------|
| 第1章 総 | 則 | (第1条～第3条) |
| 第2章 学 会 開 催 | | (第4条～第8条) |
| 第3章 組 | 織 | (第9条～第11条) |
| 第4章 学会企画運営 | | (第12条～第20条) |
| | 付 則 | (1～7) |

第1章 総 則

(総 則)

第1条 この規程は、一般社団法人山形県臨床検査技師会（以下「本会」という）組織運営規程第14条第1項にもとづき、山形県医学検査学会（以下「学会」という）の運営について定める。

(名 称)

第2条 この学会は、山形県医学検査学会と称する。

(目 的)

第3条 この学会は、定款第4条の目的を達成するために、会員が学術研究成果の発表、討論および学術情報の交換を行う場として開催する。

第2章 学 会 開 催

(学会の開催)

第4条 学会は、原則として毎年1回開催する。

(主 催)

第5条 学会は、本会が主催する。

(開催地区および開催時期の決定)

第6条 本会の理事会は、立候補または推薦により学会の開催地区および開催時期を決定する。

(学会長の選出および実行委員会)

第7条 この学会の学会長は、本会の会長もしくは副会長が努め、理事会で選出される。

2 学会長は実行委員会を組織する。

(学会マニュアル)

第8条 本会の学術部は、次の事項を協議し、学会マニュアルを作成する。

- (1) 学会の方向性
- (2) 学会企画に関すること
- (3) 学会運営に関すること
- (4) 特に理事会から諮問された事項

(5) その他学会に関すること

- 2 学会マニュアルは、理事会の承認を得るものとする。
- 3 学会長は、この学会マニュアルにもとづき、学会の企画および運営に努める。

第3章 組 織

(学会の役員)

第9条 学会には、次の役員をおく。

- (1) 学会長
 - (2) 実行委員長
 - (3) 副実行委員長
 - (4) 事務局長
 - (5) 学会企画実行委員
 - (6) 学会運営実行委員
 - (7) 運営委員
- 2 実行委員長および事務局長は、学会長が選出する本会の理事でなければならない。
 - 3 副実行委員長は、学会長が選出する。
 - 4 学会企画実行委員は、本会の学術部運営規程第13条の部門長会議（以下「部門長会議」という）構成員が兼任する。
 - 5 学会運営実行委員は、学会長が選出する。
 - 6 運営委員は、学会長が要員数を理事会に提案し承認を得た後、本会の各地区へ選出を依頼する。
 - 7 学会の役員は、学会長が委嘱する。

(実行委員会の部門)

第10条 実行委員会は、次の2部門を設置し、学会長が統括する。

- (1) 学会企画部
 - (2) 学会運営部
- 2 学会企画部は、学会企画実行委員で構成する。
 - 3 学会運営部は、学会運営実行委員で構成する。
 - 4 実行委員長、副実行委員長および事務局長は、各々の部門の構成員となる。

(職 務)

第11条 学会長は、この学会を代表し、実行委員会を統括する。

- 2 実行委員長は、学会長を補佐し、実行委員会を統括する。
- 3 副実行委員長は、実行委員長を補佐する。
- 4 事務局長は、実行委員会の事務を担当するとともに、学会運営部を統括する。
- 5 学会企画実行委員と学会運営実行委員は、実行委員会業務を分担して担当する。
- 6 運営委員は、学会長が指定した業務を行う。

第4章 学会企画運営

(学会企画部と会議)

第12条 学会企画部は、別に定める学会マニュアルにもとづいて、次の事項を協議する。

- (1) 一般演題発表形式
- (2) 一般演題の受付方法と締切日
- (3) 特別講演
- (4) 特別企画
- (5) 一般演題座長選出
- (6) 学会抄録誌発行に関する事
- (7) その他学会企画に関する事

2 学会企画部会議は、部門長会議開催にあわせて学会長が召集する。ただし、学会長が必要と判断したときは、部門長会議の開催にかかわらず召集することができる。

3 学会企画部会議での決定事項は、理事会の承認を得なければならない。

(学会運営部と会議)

第13条 学会運営部は、別に定める学会マニュアルにもとづいて、次の事項を協議する。

- (1) 学会運営日程
- (2) 学会開催日時の詳細
- (3) 学会開催場所
- (4) 展示発表会
- (5) 学会運営費
- (6) 学会案内および一般演題、参加者等の受付
- (7) その他学会運営に関する事

2 学会運営部会議は、学会長が召集する。

3 学会運営部会議での決定事項は、理事会の承認を得なければならない。

(事務局会議)

第14条 事務局会議は、学会長が必要と判断したときに開催する。

2 実行委員長、副実行委員長、事務局長および学会長が指名した学会運営実行委員が出席できる。

3 事務局会議での決定事項は、学会運営部会議で承認を得なければならない。

(運営委員)

第15条 運営委員は、実行委員会の指導のもとに学会開催時の運営業務を担当する。

2 運営委員の担当する業務および要員数は、学会企画部会議で協議し、理事会で承認を得る。

(発表者の資格)

第16条 一般演題発表者は、本会の正会員および準会員とする。

2 正会員および準会員以外の者が発表しようとするときは、理事会の承認を得なければならない。

(学会参加費)

第17条 学会に参加するものは、所定の学会参加費を支払わなければならない。

2 学会参加費の金額は、学会運営部で協議し、理事会で決定する。

3 正会員以外の入場者は、理事会の決めた金額を支払い、学会運営事項を遵守して学会に参加することができる。

(学会参加費の免除または減額)

第18条 前条の規程にかかわらず、理事会が特に認めたものについては、学会参加費を免除または減額することができる。

(学会運営費)

第19条 学会に関する経費は、学会参加費、学会関連商品展示費およびその他をもって充てるものとする。

2 部門長会議にあわせて開催する学会企画部会議の旅費は、本会より支払うものとする。

3 学会運営費の一部を、本会から事前借入することができる。

(報告義務)

第20条 学会長は学会総括を行い、理事会に報告し承認を得なければならない。

付 則

(規程の変更)

1 この規程は、理事会の議決を経なければ変更することはできない。

(規程の施行)

2 この規程は、平成5年4月8日から施行する。

(規程の改定)

3 この規程は、平成7年2月16日に一部改定する。

4 この規程は、平成8年2月6日に改定し同日施行する。

5 この規程は、平成13年4月1日から施行する。

6 この規程は、平成15年1月17日に改定する。

7 この規程は、平成15年4月1日から施行する。

8 この規程は、平成17年1月26日に改定する。

9 この規程は、平成17年4月1日から施行する。

10 この規程は、平成18年3月11日に改定する。

11 この規程は、平成18年4月1日から施行する。

12 この規定は、平成25年5月15日に一部改定し、同日施行する。

一般社団法人 山形県臨床検査技師会
旅費規程

第1条 この規程は、一般社団法人山形県臨床検査技師会（以下「山臨技」という）の会務のために行動する時に支給する旅費について規定することを目的とする。

2 この規程の適用を受けるものは、山臨技の役員のほか、各種委員会役員及び会長が認めた者とする。ただし、他団体及び勤務先で旅費が支給される場合はその対象とならない。

第2条 旅費は交通費（交通費+宿泊料含）、日当、宿泊料および食卓料の4種とする。

第3条 宿泊料は12,000円以内の実費とし、明細書を添えて請求するものとする。

第4条 日当は会務に対して支給する行動費であり、これを支給する。

第5条 交通費は、勤務地もしくは自宅からの最も経済的な公認交通機関を利用した通常の経路および方法により計算するものとする。ただし、天災その他事由で通常経路により行動できなかった場合は、その経過した経路による。

2 目的地が県外にある場合は新幹線料金、特別急行料金、座席指定料金および高速バス料金を加算することができる。

3 航空機を利用した場合は航空料金明細書を添えて実費請求するものとする。

4 自家用車による旅費は、原則的には認められないが、県内での会務に出席のため利用した場合の旅費の計算方法は次のとおりとする。

主要幹線での距離数（km）×2（往復）×20円（燃料費）とし、500円を最低料金とする。なお、道路が新設され距離に変更が生じた場合および燃料費が変動した場合は見直しを行う。

高速道路を利用する場合は、高速入口から目的地までの最小区間とし、その区間の高速道路利用料金明細書をもって請求することとする。

県外での会務に出席のため自家用車を利用した場合は、公共交通機関料金で計算する。

5 有料駐車場を利用した場合は、会務時間中の料金明細書をもって請求することとする。

第6条 食卓料は朝、昼が1,000円、夕食は1,500円以内とし、夕食は行動終了が午後7時を過ぎた場合とする。

第7条 会長は事情により、旅費の一部もしくは全部を支給しないことができる。

第8条 旅費取り扱い上特別の事情により、この規程によることができない場合は理事会の承認を経て、会長がこれを決定する。

第9条 この規程の改廃は理事会の決議によらなければならない。

付 則

- 1 この規程は平成6年4月27日から施行する。
- 2 この規程は平成15年8月20日に一部改定する。
- 3 この規程は平成15年9月1日から施行する。
- 4 この規程は平成17年5月18日に一部改定する。
- 5 この規程は平成17年6月1日から施行する。
- 6 この規程は平成18年3月11日に一部改定する。

- 7 この規程は平成 18 年 4 月 1 日から施行する。
- 8 この規程は平成 25 年 3 月 13 日に一部改定する。
- 9 この規程は平成 25 年 4 月 1 日から施行する。
- 10 この規程は令和 3 年 4 月 1 日から一部改定施行する。

委員会規程

(総則)

第1条 この規程は組織運営規程第4章第7条3の規程に基づいている。

(目的)

第2条 この委員会はこの会の運営を円滑にするために設置する。

第3条 委員会はこの会の会長（以下「会長」という）の諮問事項を審議または調査し、答申する機関とする。

(委員会の種類)

第4条 委員会は常設及び諮問に区別する。

2 常設委員会は組織運営規程第8条1のすべてのものをいい、常時設置する。

3 諮問委員会は必要に応じて設置する。

(委員会の所管)

第5条 委員会は組織運営規程第7条2に基づきいずれかの部に所管を置く。

(委員会の設置及び変更)

第6条 新たな常設委員会を設置及び変更するときは、所管部が提案し理事会の承認を得なければならない。

2 諮問委員会の設置及び変更は理事会の承認を得なければならない。ただし、目的を達した諮問委員会は廃止する。

(委員の定数及び選任方法等)

第7条 常設委員会の委員定数及び選任方法は、組織運営規程第8条2、3に基づく。

2 諮問委員会の委員定数及び選任方法は、組織運営規程第9条2、3に基づく。

(委員会の基本構成、会議の招集及び議決)

第8条 委員会は委員長及び委員で構成する。

2 委員会に担当する理事を置くことができる。

3 前項の理事は当該委員会の構成員になることができる。

4 会員以外の者を委員会の構成員にすることができる。

5 会議は委員長が召集する。

6 常設委員会の委員は、代理出席を認めない。

7 議決は、出席委員の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(委員の委嘱及び解任)

第9条 委員の委嘱及び解任通知は会長が行い、その手続きは所定の様式で行うものとする。

2 委嘱の任期が明示されたときは、解任の通知をしないことができる。

(任 期)

第 10 条 常設委員会委員の任期は原則として 2 年とする。ただし、再選を妨げないものとする。

2 委員の欠員が生じた場合は、新たに会長が委嘱する。

3 欠員のために委嘱された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長の職務)

第 11 条 委員長は委員会を統括する。

(付 則)

第 12 条 この規程は理事会の議決を経なければ変更することができない。

第 13 条 この規程は平成 7 年 2 月 16 日から施行する。

2 この規定は平成 25 年 5 月 15 日に一部改定し同日施行する。

常設の各種委員会及び所管部

| 委員会名 | 所管部 | 委員会名 | 所管部 |
|-------------|-----|---------|-----|
| 山形医学検査編集委員会 | 学術部 | 精度管理委員会 | 学術部 |
| 生涯教育研修委員会 | 庶務部 | 表彰審議委員会 | 庶務部 |

災害対策委員会規定

(総 則)

第 1 条 この規程は、一般社団法人山形県臨床検査技師会（以下「本会」という）の災害対策委員会（以下「委員会」という）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(設 置)

第 2 条 会長は、山形県及び隣県において災害が発生した場合において、委員会を設置することができる。

(組 織)

第 3 条 委員会は委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

2 委員長は、会長がその任にあたり、全体を統括する。

3 副委員長は、副会長をもって充て、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、職務を代行する。

4 委員については、本会理事をもって充て、委員長の命により運営にあたる。

(招 集)

第 4 条 委員会は、委員長が招集する。

(協議事項)

第 5 条 以下の事項につき協議する。

- (1) 災害状況の確認等の情報収集に関すること。
- (2) 会員の安否の確認及び被災状況に関すること。
- (3) 災害地域支援に関すること。
- (4) 災害見舞金の取り扱いに関すること。
- (5) その他委員長が必要と判断した事項。

(補則)

第 6 条 この規定は理事会の議決を経なければ変更することはできない。

(付 則)

第 7 条 この規程は平成 29 年 11 月 28 日から施行する。

一般社団法人山形県臨床検査技師会慶弔見舞金規程

(目 的)

第1条 この規程は、一般社団法人山形県臨床検査技師会（以下「本会」という）の正会員の福利厚生を目的として、お見舞い及び慶祝ならびに弔慰について定める。

(対 象)

第2条 本会の正会員（以下「会員」という）とする。

(慶 祝)

第3条 会員が結婚する場合は、祝電をもって慶祝する。

(疾病事故見舞金)

第4条 会員が疾病あるいは不慮の事故により継続して2週間以上入院した場合は5,000円の見舞金を贈る。

(災害見舞金)

第5条 会員が地震・台風・水害等により損害を被った事例に対して、会員又は上位会員の届出により、災害見舞金として10,000円を贈る。また翌年度の会費を免除する。

(弔 慰)

第6条 会員が死亡した場合は、会長または会長代理が弔慰を行うこととし、弔電、生花ならびに弔慰金10,000円を贈る。ただし、会務執行上で死亡した場合、または会に特別の功労があった場合は、理事会の決議を経て決定する。

(特 例)

第7条 第2条、第3条、第4条及び第5条に定めない事例が生じた場合は、会長が理事会に図り、決議を経て決定する。ただし、急を要する事例は会長専決とし、次期理事会で承認を得るものとする。

(会への連絡)

第8条 第2条、第3条、第4条、第5条及び第6条の事例が発生した場合は、会員、施設連絡責任者または地区事務局が速やかに本会事務局あてに申請用紙をもって申請するものとする。

(会員への伝達)

第9条 会員への慶弔等事例発生伝達は、必要に応じ本会が行うものとする。

(規定の改正)

第10条 この規定は、理事会の決議を経なければ改定することができない。

(附 則)

この規定は、平成11年4月1日から施行する。

事例執行は、各施設で行うこととする。(平成11年4月27日理事会決議)

2 この規程は、平成18年3月11日に一部改定する。

3 この規程は、平成18年4月1日から施行する。

- 4 この規程は、平成 24 年 8 月 8 日に一部改定する。
- 5 この規程は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。
- 6 この規定は、平成 28 年 3 月 16 日に一部改定し、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。
- 7 この規定は、平成 29 年 11 月 28 日に一部改訂し、同日施行する。
- 8 この規定は、令和 5 年 9 月 26 日に一部改訂し、同日施行する

慶弔見舞金規程 第5条 災害見舞金 対象および金額について

| 被災状況 | 金額 | 対象 |
|----------|----------|-----------|
| 全壊、焼失、流失 | 10,000 円 | 会員の居住する家屋 |
| 半壊、半焼 | 10,000 円 | 会員の居住する家屋 |
| 床上浸水 | 10,000 円 | 会員の居住する家屋 |
| 床下浸水 | 10,000 円 | 会員の居住する家屋 |
| 落雷 | 10,000 円 | 会員の所有する家財 |
| 廃車 | 10,000 円 | 会員が使用する車両 |

表 彰 規 程

- 第1章 総 則
- 第2章 表 彰
- 第3章 表彰候補者の選考と決定
- 第4章 内規及び付則

第1章 総 則

(目 的)

第1条 この規程は、この会が行う表彰に関することを定める。

(表彰の種別)

第2条 この規程に基づく表彰の種別は次の各号とする。

- 一 功労賞表彰
- 二 奨励賞表彰
- 三 永年職務精励者表彰
- 四 その他の特別表彰

(表彰審議委員会)

第3条 前条の表彰にかかる選考及び審査は、「表彰審議委員会」を設置し、この委員会の審査を経て理事会で決定する。

2 表彰委員会は、候補者選考にかかる関連内規に基づき、提出された候補者について関連委員会関連部門との連携のもとに所定の手続きを経て候補者の審査を行い、理事会に報告する。

3 表彰審議委員の構成は、会長、副会長および庶務部長とする。

第2章 表 彰

(表彰方法)

第4条 表彰は、定期総会の場において執り行い、表彰状を授与する。

- 功労賞表彰
- 奨励賞表彰
- 永年職務精励者表彰
- その他の特別表彰

第3章 表彰候補者の選考と決定

(功労者表彰)

第5条 功労賞は、この会に顕著な功績があった者で「功労賞表彰内規」に基づき選考し、理事会で決定する。

2 候補者の選考、審査は、表彰審議委員会があたる。

(奨励賞表彰)

第6条 奨励賞は、「奨励賞表彰内規」に基づき選考し、理事会で決定する。

2 候補者の選考、審査は、表彰審議委員会があたる。

(永年勤務精励者表彰)

第7条 永年勤務精励者は、この会に永年在籍した者で、「永年職務精励者表彰内規」に基づき選考し、理事会で決定する。

2 候補者の選考、審査は、表彰審議委員会があたる。

第8条 この表彰規程に定めのないもので、会長が特に表彰の必要を認めた場合は、表彰委員会の審査を経て、理事会で決定する。

第4章 内規及び付則

(内 規)

第9条 この規程の運用にかかる次の内規を定める。

- 一 功労賞表彰内規
- 二 奨励賞表彰内規
- 三 永年職務精励者表彰内規

(付 則)

1 この規程は、平成12年4月1日から施行する。

功労賞表彰内規

(総 則)

第1条 この内規は、表彰規程にもとづき、功労者表彰の候補者選考について定める。

(目 的)

第2条 この賞は、当会の発展に顕著な功績を有する者の表彰を目的とする。

(候補者の選考)

第3条 候補者の選考は、表彰審議委員会があたる。

(候補者の推薦)

第4条 候補者の推薦は、三地区の地区長が行う。

(候補者の基準)

第5条 功労賞は、この会の発展に顕著な功績があった者で、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- 一 継続して20年以上この会の会員であること
- 二 表彰を受ける年の12月末日をもって50歳以上であること
- 三 この会及び地区技師会のいずれかの役員、もしくは部門長、分野長、分野員の経歴

を有すること

(付 則)

- 1 この内規は、理事会の議決を経なければ変更することができない。
- 2 この内規は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。
- 3 この内規は、平成 24 年 5 月 23 日に一部改定する。
- 4 この規定は、平成 24 年 7 月 1 日から施行する。

奨励賞表彰内規

(総 則)

第 1 条 この内規は、表彰規程に基づき、奨励賞表彰の候補者選考について定める。

(目 的)

第 2 条 この賞は、顕著な学術業績を有する者の表彰を目的とする。

(候補者の選考)

第 3 条 候補者の選考は、表彰審議委員会があたる。

(候補者基準)

第 4 条 奨励賞表彰の対象は、表彰を受ける年の 12 月末で 40 歳以下の本会会員とし、次の各号に掲げる項目の集計点数が、表彰年度以前の過去 5 年間で 10 点以上を満たすこと。

- 一 山形県医学検査学会、北日本支部医学検査学会、日本医学検査学会のいずれかに演題発表を行う。 2 点
- 二 臨床検査関連（日臨技の関連団体に準ずる）学会に演題発表を行う。 1 点
- 三 会誌「山形医学検査」または「医学検査」に論文投稿を行う。 3 点
- 四 その他の臨床検査関連（日臨技の関連団体に準ずる）誌等に論文投稿を行う。 2 点
- 五 県学術研究班の幹事以上の役員歴を有する。
期間に関係なく部門長、副部門長、分野長 2 点
分野員 1 点
- 六 県・地区の学術発展に貢献した者を地区長が推薦する。 2 点

(付 則)

- 1 この内規は、理事会の議決を経なければ変更することができない。
- 2 この内規は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。
- 3 この内規は、平成 17 年 1 月 26 日に改定する。
- 4 この内規は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。
- 5 この内規は、平成 24 年 5 月 23 日に一部改定する。
- 6 この規定は、平成 24 年 7 月 1 日から施行する。

永年職務精励者表彰内規

(総 則)

第 1 条 この内規は、表彰規程に基づき、永年職務精励者表彰の候補者選考について定める。

(目 的)

第 2 条 この賞は、当会に長く在籍し、会の活動に功績を有する者の退会に際して表彰を行う。

(候補者の選考)

第 3 条 候補者の選考は、表彰審議委員会があたる。

(候補者の推薦)

第 4 条 候補者の推薦は、三地区の地区長が行う。

(候補者の基準)

第 5 条 永年職務精励者は、この会の発展に顕著な功績があった者で、次の号に該当するものとする。

- 一 20 年以上この会の会員であること

(付 則)

- 1 この内規は、理事会の議決を経なければ変更することができない。
- 2 この内規は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。
- 3 この内規は、平成 24 年 5 月 23 日に一部改定する。
- 4 この規定は、平成 24 年 7 月 1 日から施行する。

慶弔見舞金申請用紙

申請日時： _____ 年 _____ 月 _____ 日

申請者： _____ (施設名)

対象者： _____ (施設名)

対象内容： (✓してください。)

- 結婚（祝電） 対象者名が宛名となります。（旧姓でご記入ください。）
- 入院（見舞金）
- 災害見舞金 行政等からの証明書を添付して下さい。
- 死亡（弔電、生花、弔慰金） 備考欄へ喪主名・対象者との続柄をご記入ください。

《祝電・弔電用》

| | |
|---------------------|-------------|
| 対象日時 | 年 月 日 時 分 ~ |
| 施設名称 住 所 電話番号 | () - |
| 備考欄 | |

《被災状況》

| | |
|----------------|---|
| 被災日 | 年 月 日 |
| 被災内容 (○で囲む) | 全壊・焼失・流失 / 半壊・半焼 床上浸水・床下浸水 / 落雷 / 廃車 |
| 住 所 電話番号 | () - |
| 備考欄 | |

事務局対応欄

| 受付 | 電報 | 支払 | 受取 | 証明書 |
|----|----|----|----|-----|
| | | | | |